

午前10時30分開会

○小林委員長 おはようございます。ただいまより企画総務委員会を開会いたします。座らせてやらせていただきます。

本日は、6日開催の本会議において、新たに当委員会に審査を付託された議案の審査を行います。議案審査につきましては、千代田区議会委員会条例第17条に基づき、委員長から議長に申入れをして、区長に本日はお越しいただいております。お忙しい中、ありがとうございます。

本日の日程及び資料をお配りしています。議案審査2件、地域振興部の報告が6件、政策経営部の報告が2件です。この日程のとおり進めたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、日程1、議案審査に入ります。

議案第19号、錦華公園改修工事請負契約の一部変更についての審査に入ります。
執行機関の説明を求めます。

○武笠契約課長 では、議案第19号、錦華公園改修工事請負契約の一部変更について、政策経営部資料1に基づきご説明をいたします。

令和4年12月13日に契約締結を行った錦華公園改修工事請負契約について、金額を13.8%、8,176万1,900円増額し、6億7,625万6,900円に変更するものでございます。

変更内容は、地中障害物が出たことによる増額、地中障害物の影響を受けて人工のせせらぎ等、水景施設の設計変更を行うための増額でございます。

また、契約期間を令和6年4月30日まで延伸いたします。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方。

○大坂委員 この件に関しては補正予算のほうで審議されているので、内容については特にありませんが、3月末に竣工で新しく使えるようになるという予定だったのが1か月程度延びるということで、近隣の方々に対しての周知ですとか、学校関係者に対する説明等々はしっかりと行っているんでしょうか。

○武笠契約課長 所管課のほうからその辺の説明は行わせていただいているところでございます。

○大坂委員 あと、水景施設の設計変更ということで、ポンプがたしか入るとかというような話だったとは思いますが、錦華公園は、近隣の公園等と比較しても珍しい水が流れる公園というところが一つの重要なポイントになってくると思うんですが、その辺の使い勝手ですとか、そういったことに関して何か支障が出たとか、そういうことは特にないということではよろしいんでしょうか。

○武笠契約課長 支障のないように設計変更を行ってやっていくというふうに聞いてございます。

○小林委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、質疑を終了します。討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 では、討論を省略します。

これより、採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第19号、錦華公園改修工事請負契約の一部変更についての賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員です。よって、議案第19号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第19号の審査を終わります。

次に、議案第20号、神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事請負契約の一部変更についての審査に入ります。

執行機関より説明を求めます。

○武笠契約課長 では、議案第20号、神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事請負契約の一部変更について、政策経営部資料2に基づきご説明いたします。

令和3年10月14日に契約締結を行った神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事請負契約について、金額を13.9%、5,264万3,360円増額し、4億3,080万9,500円に変更するものでございます。

また、契約期間を令和7年3月31日まで延伸いたします。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○米田委員 これも補正予算で審議されてもう審議は尽くされていると思っておりますけど、この契約の月日、これ、また1年延ばして令和7年3月となっております。契約課から見た視点ですけど、この契約でこの工期は大丈夫ということによろしいですか。

○武笠契約課長 所管課からも順調に工事が進めば1年かからずに終わる工事というふうに聞いておりますので、工期はこちらで問題ないと考えてございます。

○小林委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 じゃあ質疑終了してよろしいですね。終了します。討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 討論は省略します。

これより採決に入ります。

ただいまの出席は全員です。

議案第20号、神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事請負契約の一部変更についての賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員です。よって、議案第20号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第20号の審査を終わり、日程1、議案審査を終了いたします。
区長退席のために休憩します。

午前10時38分休憩

午前10時38分再開

○小林委員長 はい。再開いたします。

日程2、報告事項に入ります。

地域振興部（1）旧箱根千代田荘の運営当時の事業実績等について、理事者からの説明を求めます。

○千賀コミュニティ総務課長 では、地域振興部資料1以降でございますが、旧箱根千代田荘運営当時の事業実績等についてということで、こちらにつきましては昨年10月、当委員会で、これまでそれ以前の検討状況をご報告し、引き続きご議論等をいただくため資料等ご要望も頂いたところでございます。少々お時間を頂いたところ大変恐縮でございますが、本日はまとめた資料をご説明しつつ、今後に向けたご議論などをお伺いできればというところをお願いしたいと思います。

では、資料のほうのご説明に入りたいと思います。

まず、資料の1-1でございますけれども、本日お示しします資料、ご提示する一連がございますので、この1-1と1-2以降、目次ということでご参考いただければと思います。ということで、資料の1-2のほうから説明を始めてまいります。全てちょっとA4横判で恐縮でございますけれども、併せてご確認をいただければと思います。

まず、資料1-2、旧箱根千代田荘の運営当時の事業実績ということでございます。こちらの資料ですが、旧箱根千代田荘の開設期間、昭和42年からというところがございますが、トータルでの事業実績、その間で幾らコストがかかったかというところをお示したものでございます。

具体的な内容でございますが、開設のため土地を購入した昭和42年度、ここを開始時期といたしまして、その後、施設建設、さらに平成9年から10年の2か年度にかけて改築を行いまして、その後、最終的に平成27年度、裏面のほうになりますけれども、の閉鎖に至るまで区として支出をいたしました経費を決算ベースでまとめたものでございます。まず、全体トータル収支でございますが、1、運営期間全体の状況にお示しをしておりますが、歳出計97億4,400万円ほどになるということでございます。一方で、利用料金等、収入といいますか、歳入で得られた部分というところが一番右端でございますが、26億4,800万円余りとなり、差引きで申しますと約70億円、この間が49年間というところがございますので、単純計算でそういうものということになりまして、またそれを1年当たりで経費で考えますと1億4,000万円程度というような実績というところがございます。こちらの内訳の経費に各年度ごとの状況でございますが、その当時当時の決算の考え方ですとか運営状況などを反映をしております、例えば、当初のほうは完全に区が直営で運営をしていたという時期でございますので、職員としての人件費が計上されるといったところで、時代時代いろんな経緯があるところもちょっと反映されているところがございます。そういったところをご確認いただければというところでございます。

続きまして、資料の1-3でございます。旧箱根千代田荘の周辺状況の概略図というところでお示しをしております。こちらでございますが、改めて旧箱根千代田荘、現状の敷

地の概況と周辺状況をお示ししているものでございます。こちら当該地の所在地でございますけども、箱根町強羅字向山というところの地区に位置するというところでございます。こちら当該地でございますが、南東側のほうに道路が伸びています、至強羅駅というところでございますけども、この先、箱根登山鉄道の強羅駅に至るというところでございます。駅からは徒歩で5分程度、距離で約300メートルぐらいというところでございます。そういった交通至便な位置に存在をしているというところでございます。こちら面積は公簿で面積になりますけども、6,306.87平方メートルというところでございます。ちなみにこちらの公簿から取った構造を基に自前で作成したものでございますけども、周辺、法人所有というのが幾つかございますが、例えば、こちらの北側といいますが、西側の隣地の法人でございますけども、こちらは国の関係機関、以前、文部科学省の共済組合の保養施設だったものも、現在一民間法人が買い取るというところで、それぞれ民間法人が所有しているというところでございます。

以上が1-3の資料のご説明でございます。

続きまして、1-4、旧箱根千代田荘の運営状況、これは平成23年度から27年度、閉鎖をするまでの期間、それ以前の5年間から2期目の5年間、民営で運営をしていたときの財務状況、報告された状況でございます。こちらは当時運営しておりました富士屋ホテルさんからの収支状況をまとめたというところでございます。こちら平成23年度からなんですけども、当初の2か年は収支黒字、200万円程度ですけども、を示したというところでございますが、その後赤字ということで、それも額も1,000万円以上というようなちょっと額としても大きい、黒字額よりは大きく上回るような状況でございます。また、27年度、特に5,600万ほどの赤字ということでございますけども、この年はもう7月に箱根の噴火の影響で閉鎖をしたというところでございますので、そこからの運営費がかさんでしまったというところでございますが、この5年間トータルで8,000万円程度の赤字まで抱えたというところでございますので、この次の期の応募はもう頂けなかったという経緯でございます。

この中、多少ご説明をさせていただきますと、25年度ですとか26年度赤字が増えているようなところがございますけども、25年度は、実際こちらの1~3月、三月ほど休館、改修工事が入るということで休館をしていたというところがございますので、その辺りの稼働ができなかった部分の赤字がかさむというところがございます。次、26年度は通年で営業したというところがございますが、ちょっとこの当時の状況なんですけども、人件費がちょっと増えるとか、あと電気料金、光熱水費が重油の価格が上がったというようなところがございまして、そちらの運営経費が増えたというところで、結果赤字となったというところでございます。こういう形でかなり運営にしても、何か厳しい状況をずっと繰り返していたのかなというところが、今からですとちょっと伺えるようなところでございます。

なお、ちなみに当時の料金設定、下のほうに代表的な事例ということで、区民の方で大人が2名1室を利用する際の1人当たりの料金ということで9,700円、平日でございますけどもということをお示ししております。これは補助が3,000円入ることなんで、補助がない場合の区民の方はプラス3,000円の1万2,700円というところでございますが、これ比較ということでございますけれども、土曜や休前日になりますと

この9,700円が1万200円、年末年始では1万2,700円というところになります。また、この期間、一般の方も利用できるというところがありましたので、一般の料金につきましては、同じように9,700円に対して1万3,200円、それから土曜や休前日ですと1万4,700円、年末年始ですと2万600円などということで、若干高い料金なんですけども、箱根の地区としては安価な料金設定かなというところで推移をしていたというところがございます。

以上1-4の説明でございます。

最後、資料の1-5でございますけども、こちら、旧箱根千代田荘の建物調査結果ということで、こちらは今年度、所管のほうで実施した調査結果ということで、現状の建物施設の状況を調査いたしまして、従前、平成27年当時という想定でございますが、従前の稼働時と同じ水準に機能回復させる目的で最低限どの程度経費がかかるか試算したのとなります。これ、実はコロナ前でございますけれども、平成29年に一度同じような試算を実施したということで、それから6年程度たっているということで再計算を実施したところがございます。結果でございますけど、そこを概略でお示しをしておりますが、初期投資ということで、当時の調査では8億3,000万だったものが9億2,000万に増加していると。こちら設備等の劣化や通常でも修繕や更新期に来ているものがございまして、あと物価上昇の影響などが反映されているということで、最低でもこういった価格が稼働するためには必要かというところの結果をお示ししているというものでございます。

以上、資料1-1から1-5でございますけど、概略のご説明をしたところでございます。説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。質疑、質問を受けます。

○のざわ委員 まず、近隣の不動産所有者の方々の変動状況を把握されていらっしゃるでしょうか。例えば、この1-3の図でしたら、接触しているところが法人、個人、接触していないですけど、法人、法人、個人と、あと対面の辺りとかはいかがでしょうか。

○千賀コミュニティ総務課長 今回この図を作る際に現状の登記簿を全て集めさせていただいておまして、そういった形でこの法人所有というところは各民間の事業者というところが所有されているというところは確認しております。向かい側はちょっと十分に把握はしていませんけど、個人所有等に関しては個人の所有者というところで把握をしております。

○小林委員長 違うよ、質問が。隣の——まあいい、もう一回質問、のざわ委員。

○のざわ委員 周りの方、接触、近隣の方の不動産の所有者の方が、要は所有権の移転というか、持ち主が変わっていく過程を把握されていらっしゃるかどうかということで、当然できたらそのときの売却の価格、売却価格って分からないとすると、もっと言うと、昭和42年からのこれだけの、要は区にとっては宝物みたいな不動産ですから、42年からその路線価が何かですと多分値段が上がっていると思いますので、それも押さえておいたほうがいいと思うんですけども、いかがでしょうかという、ちょっと質問が増えちゃったんですが。

○小林委員長 いいですよ。

○千賀コミュニティ総務課長 登記簿の範囲ですと周辺の所有者の移転の経緯というところは把握ができるんですけど、ただ、その価格が幾らかというところはちょっと明記はさ

れていないのでちょっと不明なところがございます。一般的な話でございますが、路線価ですとか周辺の土地の取引状況というところは一般的な資料の中では把握ができるというところがございますけども、それはまだ具体的には特にやっていないところがございます。○のざわ委員 そうしましたら、路線価でも構わないと思いますので、この42年からの推移はぜひ、今まで49年間ですか、押さえておいていただくのは区にとっていいんじゃないかなと思いますんで、またよろしく願いいたします。

あと、次の質問で……

○小林委員長 ちょっと待って、一個ずつ。

○千賀コミュニティ総務課長 一般的な範囲にはなりますけども、可能な範囲でどういう推移だったかというところは今後調べてみたいと思います。ちょっとお時間を頂くかもしれません。

○小林委員長 それと、今言われているのでは、ひょっとしたら千代田区の路線価というか土地の価値も幾らかというのもあるだろうし、それから隣の、要するに接したところの路線価というか、売買実績があったりすると幾らぐらいかということを知っていれば、例えば建て直すときに増やすとかいうのも考えられるのかなということをもった質問だと思うんで、そういう意味での周りの近接地の売買価格、要するに売買実績価格とか、不動産価格を知っておいたほうがいいんじゃないですかということが多分内容かと思うんですけど、そうですね。

○のざわ委員 そうです。はい。おっしゃるとおりです。

○小林委員長 ということで、その辺調べてくれないかということなんです。

○千賀コミュニティ総務課長 精緻なものというより、そういう一般的ないろいろな情報等で収集をして把握に努めていきたいと思います。

○のざわ委員 あと、論理的にはこの千代田荘、建て替えをするのか、また賃貸に出してリースバックみたいな形で運用をしてもらって収入を得るのか、売却をしてしまうのか、ちょっとざっくりですが3パターンぐらいある中で、今後どういうふうにするかということ時間をかけながら、区民の方々は何とか残してくれという方も多いんですけども、どうするかということを検討するに際しまして、まずは建て替えをするのか、また誰かに貸して賃料を得るのか、売却をするのか、それぞれのメリット、デメリットですとか、それぞれのコストとか、パフォーマンスのシミュレーションをするということは、いつ判断するかは別にして、押さえておくことは必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○千賀コミュニティ総務課長 まず、この千代田荘の土地建物といいますか、ここの財産に関しましては、基本的に平成29年に議会のほうでご議決を頂きました。再活用を求める決議というところがございますので、そういった観点から、少なくとも売却というところはこれまでちょっと検討はしていないところがございます。一般的に周辺価格からどれぐらいの推計ができるかというところは計算上はできるかもしれませんが、区として売却を検討したという経緯はございません。また、貸し出すといいますか、基本としては現状の千代田荘が使えるものなのかどうなのかということを中心に検討を進めてきているところがございますが、保養施設として活用するか、あるいは保養施設という機能も含む形で活用するかということ、様々な視点があるかということもございます。これまで

も保養施設というか同様な休養施設、宿泊施設としてどういうふうに運用していくかというところの検討などはこれまではしてきたところでございますが、貸付けですとか、そういったところはこれまでは行ってはこないところなんですけども、財産をうまく活用するというような視点が今後求められるようであれば、そういったところも視野にというところは考えているところでございます。

○小林委員長 先ほどの答弁の中で、売却を検討した、語尾がちょっと分からなかった、売却を区で検討したことがない。ないですね。はい。

○のざわ委員 私も個人的でございますが、売却を検討したことがないということはすばらしい考え方じゃないかなと思います。先日、どなたか部長様が個人の、すみません、区の資産保有のために土地を買うということも考えてもいいのかもしれないみたいなご意見があったと思うんですが、そういう考え方からしても、これだけの路線価で見ていただいたらどういう形で値段が上がっているかというのがよく分ると思いますし、お話の中でも、非常に安い値段でお貸しされているというお話もあって、私も本当にそのとおりだと思っていますんで、ただ、区民の方々もぜひこれを持ったまうまく活用したいという声も多いですので、慎重に慎重に今後またご検討いただけたらと思います。

以上でございます。

○千賀コミュニティ総務課長 ご意見の中で、ちょっとこれまでは売却というところはないということもございまして、周辺のその土地の状況から現状が推定幾らぐらいかなというところの把握も必要かということではご意見として承りたいと思います。また、その他の活用についても、一つは財産としてどう活用していくかという視点の中で様々検討していく必要があるかなという認識でございます。

○小林委員長 よろしいですか。

○のざわ委員 ありがとうございます。

○小林委員長 はい。ほかにございますか。

○小野委員 いろいろと長年の経過もお示しいただき、ありがとうございます。こちらはもう本当だったら確かに宿泊施設として稼働できれば理想だとは思いますが、とはいえ、運営事業者ももう手が拳がらず赤字の状態であると。料金的にも設定以上のもの、例えば、近隣の施設は本当に非常に高い値段で宿泊施設を設定している中で、ここで同じように宿泊施設を同様に区民向けにやっていくというのは、区からじゃあ幾らぐらい毎年出せばいいのかという話になってくると思いますので、そこも検討の一つとは思いますが、ちょっとお伺いしたいんですが、やはり年間9,000万がこれを残すだけでもうかかってしまっているという中で、この9,000万あれば、約1億あれば結構それなりの事業ができるのかなと思いますので、やっぱりちょっと大きくいろんなことを、暫定利用を含めて検討しなきゃいけない時期なんじゃないかなと思います。先ほど売却については特に今のところ考えていないということだったんですけども、それ以外でこういう利活用があるんじゃないかというようなほかの活用というのは何かしら議論されたことはあるんでしょうか、宿泊施設以外でですね。

○小林委員長 ちょっと待って。今の質問の中で年間維持料9,000万と言ったんですけど、その辺はちょっと確認して……

○小野委員 8,000万だけ。

○小林委員長 年間の維持費は幾らかというのを言ってからスタートして。何にも使わない今の状態で維持した場合幾らかかるのかというのを示してからお答えしていただけますか。いいですか。

○千賀コミュニティ総務課長 ちょっと先ほどの資料1-2のほうでは、こういう施設維持をトータルで単純計算で1億4,000万ぐらいかかるところをお示したところでございますが、それがそのままかかるというわけではないんですけど、今後も何か維持をしていく場合には、そのような経費は必要であろうかというところは推測できるというところの、9,000万という数字がちょっと……

○小野委員 これじゃないんだ。1-5の資料の。

○千賀コミュニティ総務課長 あ、1-5に関しましては、これ、すみません、当初にかかる。

○小林委員長 造るとき。イニシャルコスト。

○小野委員 ああ、なるほどなるほど。イニシャルコストですね。

○小林委員長 イニシャルコストは9億。それで、今答えて。イニシャルコストはいいんだけど、もしこのまま残したまんま置いておく、強羅を置いておく維持費というのは幾らかかるのですか。

○千賀コミュニティ総務課長 現状の何も活用しない場合ということで想定すると、年間650万ほど。

○小林委員長 650万円。

○小野委員 置いておくだけで、年間。

○千賀コミュニティ総務課長 置いておくだけです。

○小野委員 ごめんなさい。間違いました。失礼しました。

○小林委員長 さっきの9,000万とがっとな離れちゃうんで、ちょっと話が、それで質問をもう一度していただけますか。

○小野委員 ありがとうございます。失礼いたしました。このまま置いておくで年間600万ということですね。毎年何も特に活用せずに年間600万をここに投資をしていくということで維持をしてきたんだと思いますけれども、今後もこれを続けるのかどうなのかというところを今決めるというか、考える時期に来ているのかなと思います。そこで宿泊施設というところがもともとのこちらの場所ではあるんですけども、事業者も含めて富士屋ホテルさんから手が拳がらない状況が続いてもう既に長らくお休みになっているというこの状況の中で、ほかの暫定的な利用とかいうことは何か議論をされたことがおありでしょうか。または何か案が出たことがあればぜひ教えてください。

○千賀コミュニティ総務課長 そうですね。暫定活用ということで、この敷地とか建物ということで何か活用の検討したかというところは、結果としてこれまでも、過去の経緯では福祉施設的な使い方とか、あるいは文化財の収蔵なんかというところの話もあったというふうには過去の記録にはございますが、結果として特に活用ができないというところでございます。そういった敷地であったり屋根のある建物というところもございますので、そういう行政目的というか、そういうような一時的な貸付けというのも今後多少はあるのかなというところはございます。あくまでも一時的な暫定の利用というところで、もし引き合いがあればそういうことも可能かというところはございます。

○小野委員 はい。ありがとうございます。引き合いがあればということですね。何かこのまま置いておいてもというところだと思いますので、そこはいろんな方々にお知恵を拝借しながら、周りにそれなりの法人の所有の広大な場所もありますので、そういう方々に貸し出すのか、または区独自で何かほかの利用方法というのを見いだすのか、ちょっと何とも言えないんですけども、広く皆様で議論をしていく必要があるのかなと思いますので、その辺りのところは今後ご検討いただきたいと思います。

○千賀コミュニティ総務課長 こういう形で検討は進めつつも、その間はやっぱり何も動かないでその間の経費もかかってしまうというところのコストの部分もでございますので、そういったところを少しでも賄うといえますか、そういったものも、これは周辺等、あるいは近隣等も含めて、何かあればそういった情報は必要に応じて庁内で共有するなり、必要な対応に向けて検討を進めてまいりたいと思います。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

○小林委員長 ほかにございますか。

○永田委員 着席のまま失礼いたします。

これまで閉鎖されて10年間の間、いろいろ活用方針が検討された中で、前区長のときには福祉利用という意見が出て、それで議会としては福祉限定ではちょっとどうかということで再活用の議決がされたという認識がありますが、また、少しその後も時間もたっていますし、改選されて、再活用の中身についてももう一度検討する必要があるのではないかと考えています。というのも、この10年間再活用がほとんど進んでこなかったという理由について説明をお願いします。

○千賀コミュニティ総務課長 確かにご議決いただきました平成29年からいろいろな所管を経て検討を進めてきたところでございます。ただ、福祉的な施設の場合ですと、周辺の医療関係との連携とか、そういう難しいところもありますし、あと、用途限定というところの課題もあったというところで、なかなか結論に至らないというところがございます。その中で、またコロナというところもございましたので、コロナ禍においては宿泊需要もかなり低下したというところもございまして、そういった社会環境がちょっと大きく変化しているところでございましたので、結果としてでございますけども、検討を継続するというような経緯で進んできたというところでの認識でございます。そういう形で、なかなか社会状況とこの活用の結論というところが一致するところにちょっと至らずに来てしまったというところの認識でございます。

○永田委員 感染症の影響等、いろいろこの10年間であったというのも分かりますが、多分行政として積極的に再活用が進まなかったという理由の一つは、多分今日の説明の中でも分かるように事業性が見込めないからなんだと思います。それが一番大きな課題だと考えたときに、現在あそこは傾斜地に位置しているので、建て替えなり改修するにしてもバリアフリー等を考えると、恐らくもう全面的に建て替えないと活用できない。10年以上使えない、温泉の引込み等、いろいろかなり課題があるということも聞いております。そういったことをもう一度いろいろ資料等を出していただいて、先ほど各委員からあったように、現在のこの土地の6,300平米が幾らなのかということも、以前は多分売却を検討しているとか、その金額を出すだけでも売却しようとしているのではないかという憶測から批判が出るおそれがあるから、多分その金額を出さなかったんだと私は思っていま

すが、やっぱり時代も変わっているんで、この6,300平米、購入当時、昭和42年は9,400万円だとすると、かなりの金額に、10倍以上とかなっているかもしれないので、その辺はやっぱりもう一度資料を、売却するかどうかというよりも、現状をもう少し詳細に示した資料を出して、また改めて検討するというんですかね、活用なり、売却も含めて、全て可能性を否定せずに検討できたらと私は考えているんですけども、どうでしょうか。

○千賀コミュニティ総務課長 ちょっと最初にご指摘をいただきましたこれまで検討の結論がなかなか出なかったというところは、やはり再開するに当たっても多額の経費がかかりますし、またその後の運営も経費がかかる。これがやはり大きなネックになっていたというところは、これは実際大きな課題であったというところのご指摘を賜ったところのとおりでございます。それで、建物の現在の状況も、一応管理はしておるというところで建物が建っておるところでございますけども、既に竣工から二十五、六年、間もなく30年というところでございますので、そういう建物のしつらえ自体ももう古びてきているというところがございますので、そういった意味を考えますと、建物はあるんですけども、建物がある意味有効に活用するというのはなかなか難しいかなと。そうしますと、土地という財産でどう活用していくかという話になるのかなというところのご指摘かと思えますし、そのためには土地の価格が実際幾らになっているのかというところをしっかりと把握する必要があるというご指摘、確かに伺ったとおりという認識でございます。そういった点も含めて、今後はそういったすぐに売却というわけではないんですけど、土地の価格、あるいは財産としてどういうものかということをしっかり把握するという中で活用を考えていくというところをしっかりと受け止めて検討を進めたいと思います。

○永田委員 以上で結構です。

○小林委員長 いいですか。

ほかにございますか。

○米田委員 様々皆さんあったんですけど、いわゆる23区でもこういう保養施設だんだん持っているところが少なくなってきているんじゃないかなと思っています。他の自治体とかも含めて、そういう数も一度様々検討する上で私は必要だと思うんで、そういう実態調査というのもしていただきたいんですけど、いかがですか。

○千賀コミュニティ総務課長 これまでも都度都度そういった調査を行っております。現状でまた改めて調査をする必要があるかなという、それはもうご指摘のとおりかと思えます。それで、結構実態としては、様々な23区内でも手放すといいますか、実際にもう財産としてはもう処分してしまったり、仮に少し運営を任せたりというところはあるかなというところがございますので、それをしっかりと整理して、現状ということでお示しをしたいと思います。

○米田委員 あと、これ、箱根千代田荘を使えないから代替施設の温泉施設とかで今やっていただいていますよね、7か所でしたっけ9か所でしたっけ。区民に対して利用している方も含めて、そういうニーズ調査もまた改めて行ってはいかがかなと思います。いろんなところに行きたいという方も実際今いらっしゃいますから、そういったところの今のやり方についての調査も行っていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○千賀コミュニティ総務課長 こちら箱根の代替というわけではないですけど、協定施設

で保養施設のニーズを賄っているというところがございます。そういった利用者の声ですとか、そういったところをそれも同時に改めてしっかり把握をするというところは努めたいと思いますし、協定施設のほうをもう少し何か活用できるかということもしっかり検討をしていきたいと思います。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

○米田委員 はい。

○小林委員長 入山委員。

○入山委員 まず、1年間の650万というのは、何について、税金についてでしょうか。

○千賀コミュニティ総務課長 はい。機械警備の費用ですとか、あと、ちょっと敷地内の草刈り等という経費というところでございます。

○入山委員 税金は別ということ。

○千賀コミュニティ総務課長 現在のところ税金とか公的な負担というところは発生していないところでございます。

○小林委員長 よろしいですか。

入山委員。

○入山委員 都内でも結構活用できないような土地があったと思うんですけど、さっき小野委員からおっしゃったように、利活用という意味で、駐車場とか、ほか資材置場だとかというような考えは特に考えていらっしゃらない。

○千賀コミュニティ総務課長 今後暫定的に何か運用するという中では少しでもその収支に見合うような、そういう活用もあるのかなというところは認識をしておるところでございますけど、今後そういう引き合いがあればということで、先ほどもご答弁申し上げましたけども、検討していきたいと思っております。

○入山委員 なるべく650万というのを少しでも圧縮できればなということと、あと軽井沢については建物を建てるのに条件とか出てくると思うんですけども、箱根については特にそういうのはなく進められるんでしょうか、もし建て直しとかそういうことで考えては。

○千賀コミュニティ総務課長 基本的には敷地に関するといいますか、箱根町あるいはこの周辺地域に係る建築制限等はありません、かなり制約はあるところでございますけども、そういった中で何か活用を検討する場合はそれが前提になるということでございます。

○小林委員長 いいですか。

はい。ほかにございますか。

○田中副委員長 様々なご意見があったんですけども、こちらは民間と違ってやっぱり行政なので、そこまで事業性とか採算というのを考える必要があるのかというところを1点と、あと、やっぱりこういうものは福利厚生の部分に当たると思うので、民間だとしても福利厚生で採算を上げようとかという考えというのはあまりないんじゃないかなと思います、その採算とか事業性というのをそこまで考えるというのがちょっと分からないんですけども、そのところをご説明いただけますでしょうか。どうお考えでしょうか。

○千賀コミュニティ総務課長 確かに必要な行政サービスということであれば一定の税金というか公金を投じてというところは理解されるところではあるかと思えます。ただ、今回のこの保養というニーズというか、行政として保養施設ですとか、あと保養に関する事

業を進めていくに当たって、少なくとも今回箱根においては施設を改修して再開して、さらにその費用負担がずっとかかっているところ、それもかなりの、推定ですけど多くの金が毎年かかる可能性があるところ、なかなかこれをもって税金の支出に当たるということがなかなか判断は難しいというところがございます。宿泊の需要に関しましては、現在、協定施設ということで幾つかの民間の宿泊施設等、区が協定を結んで一定の安価な料金で利用する。そこに区が一定の料金を決めた上でさらに補助をしているというところがございますので、ある意味、そういうところが今行政として適切な保養に関するニーズへの支出として対応しているのかなという認識でございますので、そういった点で、妥当な形では我々は事業展開をしているという認識でございます。

○田中副委員長 ありがとうございます。あと、現在どういう状況かというのはどうなっていますでしょうか。というのは、例えば災害とかあったときに、そこに一時的な避難所として使える程度なのか、もう全く人が宿泊とかできない状況なのか教えていただけますでしょうか。

○千賀コミュニティ総務課長 私も昨年ですかね、現地のほうを一回確認しておりまして、基本的にこの施設、電気だけしか通ってなくて、水道も、あと温泉、あるいはガスですか、そういったものは全部切れているというところがございます。あとは館内施設、古びてかびが生えていたり、ほこりっぽかったりというところがございますので、ちょっと長時間の滞在にはかなり不快なところがございますので、即何かに使うというところはちょっと難しいかなという認識でございます。

○小林委員長 いいですか。

○田中副委員長 ありがとうございます。大丈夫です。

○小林委員長 先ほどのバウチャーみたいなところでもお話がありましたけれども、区民補助の3,000円というのはこの運営費に入っていたんですか、1-4。何を聞きたいかという、ここに入っていたのか、今バウチャー制度で3,000円出しているんでしょう。それとは違うものなのか。そうするとちょっと話がずれてきちゃうんで、ここには運営費の中にこの3,000円というのが入っていたのか入っていなかったのかという確認です。

○千賀コミュニティ総務課長 1-4の資料には少なくともこれは入っていないというところですよ。

○小林委員長 ということは、この3,000円というのは、ここにバウチャー制を使っていたようなもんだね。その確認をちょっとしたかったのです。

すみません。大坂委員。

○大坂委員 箱根に関してはもう約10年以上使われていないという状況で、この間様々議論をされてきて、当初閉鎖になってしまった当時は全体的に区がこういった保養施設を運営していかない方向という潮流があったというふうに認識はしています。コロナ等々ありまして、様々社会状況が変わってくる中で、民間の宿泊事業者もどんどんどんどん値上がりしているのが現状です。当時から箱根についても高級リゾート化という話がさんざん言われていまして、なかなか泊まりに行くにも非常に高いという状況なのかなというふうに変ってきているのが現状だと思っています。そこに対して区がどうこうというところではないとは思いますが、これから先、千代田区の人口動態を見てみると、高齢

化が一層進んでいくと。で、子どもの数も少なくなっていくという状況を捉えたときに、また新たに保養所がどうあるべきかという考え方もどこかで変わってくる可能性というのが出てくるんじゃないのかなというふうに思っているんですね。それが今かもっと先なのかというのは分からないですけども、そういった視点をしっかりと考えた上でこれから先の活用の方法というのを検討していただきたいと思います。そのためには、様々今まで委員の皆さんが指摘してきた事項ですとか、そういったものをしっかりと情報収集した上でないとなかなか判断はできないと思うんですけども、その視点というものを忘れないで持っていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○千賀コミュニティ総務課長 そうですね。これまで従前の箱根千代田荘がどうだったというところをまちの方でもそういう認識をお持ちの方がいらっしゃるかなというところ、これ私も十分認識をしているところでございます。そういった方で、一部は今協定施設のほうでもいろいろ活用いただいているというところがございます。その中で、例えば今後の方向性として、もう少し使いやすいような、何かある意味補助を少し充実させるとか、そういった方向の検討は一つ現実的にはあるかなというところがございます。そういったことも踏まえて、この箱根の施設の検討とともに保養施設に対する区民の皆様への支援、よりよいものがどういうものかというところは併せてしっかり考えていきたいと思っております。

○大坂委員 保養所に対する必要性、重要性というものが変わってくるのであれば、先ほど言われたように、採算性というのもまた考え方も変わってくると思っていますので、本当に長期的な視野に立った形で検討していただきたい。もう売却しないという形で今は検討されていらっしゃるの、急いで何か転貸したりだとか、そういったことではなくて、しっかりと検討を議会を通しても重ねていただければと思っていますので、その点もよろしく願いいたします。

○千賀コミュニティ総務課長 確かに本日も様々なご議論、あるいはご指摘、あるいは今後に向けてのいろいろな検討の必要性というところをご指摘頂いたところでございます。その中でも、今後の施設というところもどうしていくか、あるいは場合によってはその施設が必要というところもあるかもしれないというところは、そこはその検討の可能性の中に踏まえて取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小林委員長 よろしいですか。

はい。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 よろしいですか。

それでは、（１）旧箱根千代田荘の運営当時の事業実績等についての質疑を終了します。

次に入ります。（２）商店街創業支援事業の申請状況について、理事者からの説明を求めます。

○高橋商工観光課長 それでは、地域振興部資料２、商店街創業支援事業につきまして報告いたします。

本事業につきましては、先日の本会議をはじめ、予算特別委員会の分科会でもご質疑いただいております。改めてというところがございますので、これまでお知らせしていない部分を中心に報告をさせていただきたいと思っております。

本事業は、令和５年度からの３か年を想定した事業で、９月１日から開始したものでご

ざいます。

まず申請状況ですが、こちらは既にご案内のとおり、2件の申請に対して2件の交付決定でございます。決定額といたしましては、1件は特定創業支援事業に参加しておりますので50万円、1件は一般の30万円でございます。いずれも神田駅周辺の商店街に立地する飲食店でございました。

次の周知活動につきまして、まず、広報千代田8月20日号の1面に掲載をさせていただいたほか、区商連、区振連のホームページへの掲載と、理事会で2回ほど周知を行わせていただいております。また、各商店街にリーフレットを配付して周知協力を求めながら、関係団体へはリーフレットの配付協力を依頼してございます。このほか、1年以内に特定創業支援事業で証明書を取得した方へリーフレットを直接配付したというところがございます。これに対しましてお問い合わせは10件程度というところだったんですが、今後につきましては、こちらもお案内のとおり不動産事業者等への協力依頼を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。質疑、質問を受けます。

○米田委員 9月からやられたと。確かに去年も説明がありました。これ、予算額を見ると、もうちょっと大きく取っていたと思うんです。半年だからあんまりどうこう言わないですけど、この2件という結果についてはどう思われていますか。

○高橋商工観光課長 もとものの予算上の想定は、高いほうの50万円を想定した40件を考えておりました。これに対して私どもも商店街であるとか様々な企業の方にもお声は伺ったんですが、やはりいろいろ難しいよねというお声も頂いております。ちょっと私どもとしては少し想定外だったところではあるんですが、さらにまずはその周知の部分をもう一回やらせていただいて来年に向けたいと思っております。

○米田委員 2件というのはちょっと寂しいかなと、私も思っています。ただ、始めたばかりで、周知不足も含めてあったのかなと思っております。これ、本来は商店街の課題解決に向けて、人材確保とか、空き店舗を埋めていく、こういう話だったと思います。非常に重要なことだったと思います。10件程度引き合いはあったけど実際には2件だったという形だと思います。この周知方法なんですけど、当然不動産屋もそうですけど、新たに創業する方が見やすいようにしないといけない。こういった場合だと、不動産業者というのはもう大事なことですけど、例えば銀行とか信用組合とか、そういったところにも私は啓発が必要かなと思ってるんですけど、いかがですか。

○高橋商工観光課長 今年度も、幾つかの金融機関の方はこの事業を知っていただいて、配架していただいたという金融機関もありました。やはり、まず経営相談等で直接ご案内させていただくということと併せて金融機関についてもご案内させていただきたいと思っております。

○米田委員 ぜひお願いしたいなと思っております。

あと、やはり千代田区、商店街があるところ、神田も含めてですけど、非常に魅力が実は詰まっています。私ももともとそういう商売をしていましたし、どこに入りたいかといったらやっぱり千代田区の有名なところに入りたい。でも入り口の敷居が高かったりするんですよ。ですので、そういった敷居を下げさせていただく、こういった努力も必要だと思

います。あとは今は学生さんですよ。学生さん、起業する方は今相当いらっしやいます。そういう商店街に入りたいという方もいらっしやいます。こういった周知も私は必要だと思うんですけど、いかがですか。

○高橋商工観光課長 本年度から始めている事業の中で、産業コミュニティ形成支援事業等で学生も参加されております。そういったところにもこういった情報を出していきたいなと考えております。

○米田委員 これ、やるときにも、その前にも伝えたんですけど、東京都の支援金、助成金、で、国の助成金、これらを含めて活用できるということだったと思うんで、この辺のアピールも私は大事だと思っているんですけど、最後そこをお答えいただけますか。

○高橋商工観光課長 ありがとうございます。まさにこの事業に限らず、やはり横のつながりで支援していくということが非常に大切だと考えておりますので、来年度に向けてそのように行ってまいりたいと思います。

○小林委員長 ほかにございますか。

○田中副委員長 こちらの議題は予算委員会でも議論させていただいて、そのときに、成立の件数が少なかった原因の一つとして、商店街の地域に入らない場所で開業された方などがいらっしやるといことで、これ、もちろん商店街の方々からの人数が減ってしまっているとかの課題の解決策として出されたものだと思うんですけども、商店街と絡めない単なるスタートアップへの補助という形での支援というのは考えられたいかがかなと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋商工観光課長 今まさに委員おっしゃるとおり、若い方々も創業で頑張ろうとされている方々非常に多いというところがございます。一方で、やはり基本的なところとして、企業であるとか事業所の経営というところは、本来自らの資本で確かな経営戦略を持って運営されて、そして成長していくというところかなと考えております。そういう意味で、私ども千代田区といたしましては、経営相談、それから融資ということを主軸として支援をしているところがございます。その中で、例えば補助、助成はどうかというところなんですけれども、やはり公平性の観点で見た上で、やはり区が行っていく補助というのが、一つは区のあるべき姿を目指した誘導みたいなものは考えられるのかなと思います。どのような形がその中小企業の皆様に、または区民の皆様にとってよいものになるか、引き続き研究させていただければと思います。

○田中副委員長 はい。ありがとうございます。補助が目的とかになってしまっちはもちろんいけないと思いますので、そういう点はそうならないようにしていただきたいと思うんですが、でも逆に言うと、千代田区は、今、やっぱりほかの周りの周辺地区よりも地価が高かったりとか、賃料が高かったりとかいう問題で、チェーン店以外の個人のお店だったりとかというものが少ないような、チェーン店化してきている面もあって、そういう千代田区のまちとしての魅力というものが、それではどんどん周辺の地区に負けてしまうのではないかなという懸念をちょっと思っておりますので、その点も含めて、少しずついいんですけれども、何らかの、補助金という形じゃなくても支援をしていけるような体制というのは必要じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋商工観光課長 まさに委員おっしゃるとおり、補助という形ではなく、例えばでございますが、かなりDXが世の中で進んできて、そういった例えば情報のインフラみたい

な形で何ができるのかであるとか、その結果、中小企業の皆様の支援になるのかどうかとか、そういったところも踏まえて広く考えていきたいと思えます。

○小林委員長 よろしいですか。

○田中副委員長 はい。

○小林委員長 はい。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 なし。それでは、（２）商店街創業支援事業の申請状況についての質疑を終了します。

次に行きます。（３）商店街等産学連携促進事業の進捗状況について説明を求めます。

○高橋商工観光課長 引き続きで、恐れ入ります。地域振興部資料３の商店街産学連携促進事業の進捗についてご報告申し上げます。

初めに、簡単に予算の趣旨について申し上げますと、本事業は令和５年度の単年度事業といたしまして、区商連、それから区振連、商工連の三つの联合会を対象として実施したものでございます。１団体当たり１,０００万円を上限とした補助事業としております。事業実施に当たりましては団体同士の連携も可能としたところから、区商連と区振連は連携して一つの事業を行ったという現状でございます。

それでは、資料をご説明させていただきます。まず、区商連、区振連は、おみやげプロジェクトに取り組みました。例えば、区内にお住まいの方であるとか働いている方が帰省するときに、せっかくですから東京の真んまん中、千代田区のおみやげを買っていこうと思ったときに、どこに何があるかというのがなかなか分からないという現状がございました。そこで、区内の逸品を広く知ってもらいながら、新しい千代田区のおみやげ開発ができないかというような取組でございます。こちらに連携いたしましたのは、千代田区内近接大学の高等教育連携強化コンソーシアム、通称キャンパスコンソと言われておりますが、に参加する学生でございました。

取組の概要は、まずはおみやげの３０品目を紹介した冊子とホームページを現在作成中でございます。また、千代田区ってどんなところだろうというところから、学生がイメージデザインを考えまして、これを最中の皮に焼印を押すというものを作ると聞いてございます。これらを３月２９日金曜日から３１日日曜日までの３日間、区役所本庁舎１階の区民ホールでお披露目を予定してございます。特に、３１日につきましてはトークイベントを予定していると聞いてございます。今のところ午後１時３０分頃からになるのではないかとということなんですが、ちょっと進捗によって多少前後すると聞いております。

続きまして、（２）商工連に関してでございます。こちらは联合会自身がステップアップするために学生視点で見直そうというのですが、併せて学生に区内の企業について興味を持ってもらおうということもイメージされたものでございます。連携先はこちらも千代田キャンパスコンソでございます。

裏面をご覧ください。概要といたしまして、学生からは表内にありますとおり、会員企業の強みを知りたい。联合会の活動を詳しく知りたい。联合会に加入したメリットを知らせたほうがいいのではないかなどの意見が寄せられまして、新しい仕組みのWebページを現在作成中でございます。一番大きなところにつきましては、このWebページの中でマイページという各企業が自身で管理できるページを設けたというところでございます。

また、会員企業と学生が引き続き連携を強化していくために、この連携状態をお知らせするページも設けられました。3月末には開設される予定でございます。

説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員の方の質疑、質問を受けます。

○小野委員 ご説明ありがとうございます。すみません、よく分かっていないので教えていただきたいのが、これ、そもそもおみやげとしてこの30品目を選ぶのは、区内に現在在住・在勤・在学の人から千代田区から外に出かけるとき、またはご実家に帰省されるとき、そういうときに千代田区のおみやげとして買うことを想定しているという位置づけでよろしいですか。

○高橋商工観光課長 はい。おっしゃるとおりでございます。

○小野委員 はい。ありがとうございます。そうすると、もしかしたら補助的に知られることになって、今後、来街者が来て、あ、これが千代田区のおみやげなんだなということ認識して買う場面というのが出るかもしれませんが、まず一義的には区内にいらっしゃる方が千代田らしいおみやげということで理解をいたしました。これって、例えばなんですけど、今後ふるさと納税なども、今、検討されていると思うんです。そんな中で、そういうところとの何か連携、返礼品としての連携だとか、その辺のところまで今後視野に入れていかれるご予定でしょうか。

○高橋商工観光課長 今、現時点に関しましてはまだそこまで想定しておりません。と申しますのも、まず、今回学生と一緒に例えばイメージデザインを作ったりとかしてきたわけなんですけど、それがどのぐらい皆さんに受け入れられるかというのもやってみて、ちょっとその状況を見た上で、まずは商店街の会員の中でそのイメージを共有して、その上でさらに次に行くというときに考えられる一つの道ではないかと想定しております。

○小野委員 分かりました。ありがとうございます。ちょっと話を戻しまして、概要の①のところにあるこのホームページなんですけど、これはどこが管理者になる予定ですか。3月中旬だからもうそろそろ開設されていますね。ホームページ、今のお話だと観光協会とかじゃないんだなというふうに思ったんですけども、そもそもホームページはどこが管理をされるのかということをごまかして教えてください。

○高橋商工観光課長 こちらにつきましては、区商連と区振連が一つのホームページを作っております、こちらに関連づけて作られるものでございます。

○小野委員 はい、分かりました。ありがとうございます。ちょっとホームページはわざわざやっぱり見に行くところになるので、知る人ぞ知るになる可能性がありますので、ちょっとそこはいろいろと、もう既に区の中でいろんなSNSがあると思うので、連携していただいて周知に努めてもらえればなと思いました。

この二つ目にあるおみやげは、今、和菓子の最中を製作予定ということで、これ製作するのは既存の区内の和菓子屋さんというよりは、何か学校の中のラボか何かで作る予定なのかどうなのか。販売店と製作するところが何か違うのかなと思ったんですけど、その辺はいかがですか。

○高橋商工観光課長 こちらは既にある区内の商店にご協力を頂いて、学生と一緒に、実は学生は朝早くにその商店に行って小豆を煮るところから参加したりしております。（発言する者あり）私も実はここに何回か足を運ばさせていただいて様子を確認させていただ

いておりますが、かなり多くの学生がこれに取り組まれたというところでは、今回この事業の本年度については一つの店舗の方にご協力を頂いたというところで、今後はもしかしたら別の例えば和菓子でもちょっと種類を変えていただく、その辺りも想定できるかなと思っております。

○小野委員 はい。ありがとうございます。これ、一応6年度、来年度だけということでしょうかね。それとも今後に向けてよさそうだったら何か引き続きやるみたいな感じは書いてあるんですけども、予算的には次年度だけなのかとか、その辺りはいかがですかね。

○高橋商工観光課長 まずこちらの予算は令和5年度予算で単年度事業でございます。ただ、今回この事業をもってこのキャンパスコンソと商店街連合会、それから区振連がこのキャンパスコンソと協定を締結するという運びになると聞いております。そういった中で次の動きがあるかもしれないかなと考えております。

○小野委員 はい。ありがとうございます

○小林委員長 いいですか。小野委員。

○小野委員 ありがとうございます。今回、裏面のところにある取組で連合会加入のメリットを知らせられたらよいということで、会員のメリットを紹介と書いてあります。これはいわゆる商工連合会ステップアップ事業ですので、こういった会に加入するメリットというところをもしかしたらいろんなお店の方々にも知ってもらうというのも目的としてあるのかなと思うんですけど、これって学生さんの発案でしょうか。

○高橋商工観光課長 おっしゃるとおりで、この左側の特に上三つについては学生の発案だというふうに聞いております。

○小野委員。はい。ありがとうございます。どうしてもいろんなこういう連合会も含めて団体の方々が一緒に何かをやっていく、プロジェクトをやっていくという中で、新しいこういった発想というのが出てきて、若い人たちにとっても、あ、こういう活動がまちであるんだとか、逆に千代田区内で、先ほど起業ですとかスタートアップの話なんかも出てきましたけれども、千代田区内で何か活動していくというところを考えていく学生さんも増えると思いますので、ぜひこの辺りのところもしっかりと形にしていればなと思います。お願いいたします。

○高橋商工観光課長 この商工連に関しましては、以前もこのキャンパスコンソと連携した事業をやっておりまして、そこで学生の獲得と申しませうか、雇用につながったというところもありまして、そういったところを非常に重視されているというところもございます。やはり学生の皆さんに、千代田区もそうですけれども、千代田区にある企業のことをよく知ってもらって、ぜひ千代田区で創業であるとか、仕事についていただければいいなと考えているところでございます。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

○小林委員長 ほかにございますか。

○のざわ委員 千代田区おみやげプロジェクトですけれども、これは30品目と書いてあります。これはみんな食べ物なんですか、それとも食べ物以外もあるんでしょうか。

○高橋商工観光課長 実はまだ私もその中身、たしか下刷りが本日できてくると聞いておりまして、まだ見ていないところでございます。ただ、例えば千代田区には、お酒であるとか、そういったものもございまして、飲食に関することかなとは思っておりますが、

ちょっとある意味楽しみなところでございます。

○のざわ委員 お食事、飲食関係とか、あとほかにもいっぱい千代田って、何というんですか、すばらしい物が食べ物以外でもいっぱい、扇子とか何か、何ですか、何かちょっとちんとかいっぱいあるんで、30をまた数を増やしながらか、いろいろなものまで広げていただくと、これ面白いんじゃないかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○高橋商工観光課長 今回はお持ち帰りいただけるところが大原則になっているところですが、もしかしたら違うやり方などで、そういった千代田区ならではの技術であるとかをご紹介できることができたらいかなと思いますので、引き続き研究していきたいと思ひます。

○のざわ委員 どうもありがとうございました。

○小林委員長 よろしいですか。

それでは、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 （3）商店街等産学連携促進事業の進捗状況についての報告は終わります。（4）に行きます。（4）おくやみガイドブックについて、理事者からの説明を受けます。

○山下総合窓口課長 地域振興部資料4に基づき、おくやみガイドブックについてご報告いたします。

身近な方を亡くされた際に、遺族の方が行う行政手続は多岐にわたっております。そのため、必要な行政手続について、申請受付窓口や必要な書類、手続の期限等を分かりやすく1冊にまとめたおくやみガイドブックを作成し遺族の方々の支援を行ってまいります。おくやみガイドブックは本日の資料におつけしておりますが、本区としては今回初めて作成したもので、今後内容を更新しながら毎年発行してまいります。3月中旬より総合窓口課、出張所等の窓口で配付するとともに、区ホームページでも同じ内容を掲載してまいります。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。質疑、質問を受けます。

○小野委員 おくやみガイドブック、ありがとうございます。拝見いたしました。字も大きくて、とても見やすいなというふうに思ひました。

今、ホームページはもちろんですけれども、出張所ですとか、それから総合窓口で置いてくださるとのことだったんですけど、例えば社協とかそちらに共有されるご予定というのはいかがでしょうか。

○山下総合窓口課長 今回、このおくやみガイドブックを作成するに当たって様々な担当課のほうに問合せをして資料の作成にご協力いただいております。そういった面で、福祉ですとか国民健康保険ですとか、いろいろな窓口のほうにも置いていただけるようにしていきたいと思ひております。

○小野委員 はい。ありがとうございます。遺族の方のためというところで非常にありがたいと思ひます。同時に、最近終活をお考えになって実際にそういう相談をされる方もいらっしゃるのか、その中でどういうことを整理しておけばいいのかということがよく理解ができる内容にもなっていると思ひますので、また今後いろんなところで配付、加配され

る可能性というのがあると思うんですけども、また必要に応じて内容の更新もされていくということなんですけれども、そういったことを考えると、または更新の中で中身を少しカスタマイズしていただくとかいうタイミングというのは大体どのタイミングとかいうことを決めていらっしゃいますか。

○山下総合窓口課長 今回作成して1年後にまた同じタイミングで発行する予定でございますので、原稿を作成する中で、新たに加わった内容ですとか、変更になったものを更新したりですとか、毎年一度内容を精査してバージョンアップしていきたいと考えております。

○小野委員 はい。ありがとうございます。1年後更新のタイミングということで、いろんなご遺族の方々が大変煩雑な手続きで困られている中で、分かりやすくまとめていただきありがとうございます。もともと窓口ではとても丁寧にいろんな所管の方々が一堂に集まってご案内をしながらスムーズに進めてくださっていたというふうに理解をしておりますけれども、こうした可視化できるものがあるとご家族も一緒に、ご親族も一緒に確認ができるのでいいと思いますので、皆様に役に立つような、そういう配置も含めて今後ともご検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○山下総合窓口課長 せっかく作ったものですから、こちらを区民の方々に活用いただけるように周知をしていきたいと思っております。

○小林委員長 ほかにございますか。

○田中副委員長 すごく区民の役に立つ取組だと思っております。どうもありがとうございます。こちらホームページにも掲載されるということなんですけれども、どのような形で掲載されるのか、あとワード検索などができるような形かどうか教えてください。

○山下総合窓口課長 今回は初年度なので、ホームページに載せるのは、PDFの形で、まず一旦は載せさせていただきたいと思っております。次年度に向けては、もう少し分かりやすいようにページ検索できたりとか、少しの内容を考えていきたいというふうに考えております。

○田中副委員長 大丈夫です。ありがとうございます。

○小林委員長 これは、いいですか。初年度で一生懸命頑張っているのはいいんですけど、要するにDXとはつながらないんですか。要するにネットではつながらないんですか。例えば申込みが、これを見てホームページに載っけてあるこれを見たら、問合せ先は書いてあるけれども、ここから申請はできないんですか。というような、基本的にこれだと今までのをまとめてよくやりましたという話なんですけど、DXが入っているわけなんで、DXをどうするかということなんです。お願いします。

○山下総合窓口課長 まず一番最初の入り口として、戸籍等の死亡のお届けにつきまして、まず窓口のほうでお出ししていただくという手続になりますので、そのところが将来的にどうなるかということにもなると思うんですけども、また、それぞれの手続ごとにそれぞれの所管のほうの法的な仕組み等もあるので、すぐにここに書いてある手続が全て電子でできるというふうには今は私のほうですぐにお答えはできない状況ではございますけれども、それぞれの中身の手続については、それぞれの所管がDXのほうの観点から、今後、電子でできるものについては電子でできるようにしていくのではないかとというふうに考えております。

○小林委員長 はい。つながっていないということです。

ほかにございますか。

○米田委員 1点だけです。僕はもうもともとあるものかなと思っていたんですけど、なくて、初めて作っていただいたということで、ぱらぱらとしかまだ見ていないんですけど、ほかの区とか、ないところもあるんですけど、これ、この中身に書いているんですけど、相続の場合とか戸籍謄本がいる場合、委任状を取らないといけない場合があります。この冊子の中に、次でいいんですけど、委任状がついているところがあります。そういったのをつけていただくと非常にありがたいと思っておりますので、その辺のところを検討していただけますか。

○山下総合窓口課長 先ほども答弁させていただきましたけれども、内容につきましては、毎年改善をしながらバージョンアップをさせていただきたいと思っております。

○小林委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 （4）おくやみガイドブックについての質疑を終了します。

ちょっと休憩します。

午前11時57分休憩

午前11時58分再開

○小林委員長 再開します。

ちょっとこの程度、午前中ちょっと時間が来てしまったんで、午前中はこの程度で休憩に入りたいと思います。再開は1時からということでお願いしたいと思います。

休憩します。

午前11時58分休憩

午後 1時00分再開

○小林委員長 ただいまより委員会を再開いたします。

本日は、東日本大震災発生から13年目でございます。14時46分がそのときなんですけれども、委員会は、多分14時46分までかからないと思いますんで、大変恐縮ですけれども、犠牲になった方のご冥福を祈り、皆様と一緒に黙禱をささげたいと思います。

お立ちできなかつたら座ったままで。よろしければご起立ください。

黙禱。

〔黙禱〕

○小林委員長 黙禱をお解きください。ご着席ください。座らせてやらせていただきます。黙禱、皆様ありがとうございました。

それでは、報告事項を続けます。地域振興部（5）番、防犯カメラの更新設置に係る補助の見直しについて、理事者から説明を求めます。

○尾上安全生活課長 私からは、防犯カメラの設置に係る補助の見直しについてご説明いたします。

現在、町会等が設置している防犯カメラの補助は東京都と区の予算を合わせて補助しているところですが、東京都が令和6年度から3年間の時限措置として防犯カメラの補助率を引き上げ、町会、自治会等及び商店街の負担割合を軽減することになります。それに伴い、本区についても令和6年度から3年間の時限措置として東京都が示す補助率に見直す

ことといたします。

資料の左側、現行の防犯カメラは町会等が新規にカメラを設置した場合は、東京都と区が合わせて12分の11を補助しており、町会等が残りの12分の1の負担を行っています。その下の更新設置の場合は、東京都と区が合わせて12分の10を補助し、町会等が残りの12分の2の負担を行っています。またその下、商店街が新規にカメラを設置した場合の現行は、東京都と区が合わせて6分の5を補助し、商店街がその残りの6分の1の負担を行っています。さらに、その下の更新設置の場合は、東京都と区が合わせて6分の4を補助し、商店街が残りの6分の2の負担を行っています。

そこで、資料の右側の東京都が示す令和6年度から8年度までの3年間の時限措置により、新規設置の場合は、千代田区独自で町会等、商店街とも、東京都が示す町会の負担率12分の1、商店街が負担する6分の1を行っておりますので現行のままとなりますが、その下の更新設置に係る補助が、町会等の負担率を現行の12分の2から東京都が示す12分の1に見直し、また商店街についても、現行の負担率6分の2から東京都が示す6分の1に見直すこととなります。

説明は以上になります。

また、先日の分科会において防犯カメラの設置についての区の実行方につきましてご質問を受けておりましたが、区内の警察は、要望があれば町会と一緒に設置の交渉に取り組んでおります。また、区といたしても、町会、PTA等との設置管理者からご要望があれば、カメラ設置に向けて警察と連携して取り組んでまいります。

以上になります。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員の方の質疑、質問を受けます。

○大坂委員 更新というところの負担が減るといような話だと思うんですけども、一つだけ確認したいのが、更新として申請できる条件みたいなものというのは何か決まっているのでしょうか。というのは、これ3年間の時限措置ということなので、それ以降になるとまた現行に戻る可能性がある中で、設置したばかりのところについては更新する必要はないわけなんですけれども、3年後、4年後に更新を考えているようなところが駆け込みでこれを使ったほうがいいのか、それともそれは使えないものということになるのか、その辺りの判断というのはどういう形で行われるのでしょうか。

○尾上安全生活課長 更新については、設置から7年を経過した場合ということで条件があります。

○大坂委員 基本的には7年以降も使えるものではありませんよね。要は7年たったら必ず更新しなきゃいけないものでもなくて、10年、20年、20年はちょっと長過ぎるのかもしれないですけども、技術の更新によってどんどんいいのが出てくる中で、なるべく短いサイクルで恐らく更新をしたほうが様々なランニングコストも恐らく抑えられたりとかという部分もあるので、7年経過していれば、この3年間の中で更新をしたほうが良いと、そういうようなイメージでよろしいのでしょうか。

○尾上安全生活課長 7年を経過した町会の防犯カメラ等は、また新たなバージョンができますので、申請を行ったほうが良いと思われまます。

○大坂委員 よろしいです。はい。

○小林委員長 ほかにございますか。

○秋谷委員 これ、補助が出て設置がたくさん増えればいいなとは思いますが、設置すること自体への苦情とか、例えばプライバシーの侵害だとか、カメラが増えて困るという、そういったものの苦情は来てないんですよね。

○尾上安全生活課長 今のところプライバシーの侵害等の苦情は受けたことはございません。また、今やはり防犯カメラについての区民の要望というのは強いのかなと感じております。

○秋谷委員 そういうお答えでよかったです。多分10年とか20年前と違って、カメラというか、撮られることとか、まちを歩いていてもカメラがあったり、防犯カメラがあったりするのはいくらも普通になってきているので、ぜひとももっともっと区民の方が使いやすいようにこれからもやっていってください。

○小林委員長 のざわ委員。

○のざわ委員 新規設置は設置と更新もそうですけど、あとランニングコストも入っているのでしょうか。

○尾上安全生活課長 ランニングコストにつきましては、維持費というのが別枠で補助が出ております。

○のざわ委員 維持費の負担率はいかがでしょうか。

○尾上安全生活課長 失礼しました。維持管理費につきましては、助成率3分の2が区から補助されます。東京都と区から補助されます。

○のざわ委員 維持管理費も、東京、区と町会等、グラフがあると分かりやすいかなと思ひまして、次からよろしくお願ひいたします。

あと、町会等々ございまして、町会は町会費とかPTA費から負担をするという意味で、その場合はどこにつけるのかなと。建物所有者との関係はどうなっているのかなという、いかがでしょうか。

○小林委員長 あのね、例えば電線類地中化しちゃうと電柱がなくなっちゃいましたと。そうするとつける場所がないんだけど、そこはつけたいというときは、ビルとかに協力してつけてもらうんですかとか、それとか、そもそも電柱、まあいいや、そういうことでしょうか。

○のざわ委員 そうです。どこにつけて誰の所有とか、何かそういう……

○小林委員長 そう、だからどこにつけて誰の初期費用になるかと。

○のざわ委員 これはここで聞くことじゃないかもしれないですけど、ちょっと疑問に……

○小林委員長 民間につけざるを得ないよね。その場合を言っているんじゃない。

どうぞ、課長。

○尾上安全生活課長 街灯とかに防犯カメラがつけられない場合はビル等に設置することになるんですが、そこにつきましては、先ほどご説明しましたが、警察も一緒になって町会等と一緒にそのビル管理者に対して設置の交渉を行っております。

○小林委員長 だからそのときの所有者は誰なの。民間のビル所有者につけてもらうわけでしょうか。

○尾上安全生活課長 はい。

○小林委員長 そのものはつけた人の所有なんですか。もうそれを持ったものは渡しちゃう。

○尾上安全生活課長 カメラは全て町会の管理です。

○小林委員長 町会の所有。

○尾上安全生活課長 はい。ですから、光熱費等も町会等が負担することになります。

○のざわ委員

そうすると、一つのビルに町会から行くと町会費で負担になって、その法人の持ち主から依頼をすると持ち主の負担になると、そういう、もしくは個人の、私が家を持っていたら、町会の人がここに付けさせてくれと言ったら全部町会の負担になって、私がつけてくれと言ったら私の費用になるとか、そういうイメージでございますか。

○尾上安全生活課長 まず、防犯カメラをつけるためには町会から区のほうに申請を行うんですけど、そこで補助を交付するんですが、個人でカメラをつける場合はもう個人の負担になります。個人がつける防犯カメラ、町会がつける防犯カメラ、また、別……

○小林委員長 いいですか、のざわ委員、どうぞ。

○のざわ委員 そうすると、持っている人が町会につけてくれというときは、町会の合意ができれば町会の費用でつけると、そういうことですね。

○尾上安全生活課長 恐らく町会の方にそのビル所有者が町会で設置してくれとなれば町会のほうに設置すると思うんですが、ただ、そこは町会とその会社との関係が、町会に加盟しているかどうかというのがあると思うんです。

○のざわ委員 ああ、そうですか。どうもありがとうございました。すみませんでした。

○小林委員長 いいですか。ほかにありますか。

○小野委員 更新設置のところを申し訳ありません。新規設置についてなんですけど、基本的につけたいとご検討の町会が多いことも、またそういうことでもう既に設置されているところが多いところもあるんですけど、中にはちょっとどうしても町会費から最初立替えが難しいというようなのもご意見としてあるんですけど、そういうのって何か救済策みたいなものとか、またそういう具体的なご相談というのは寄せられていますでしょうか。

○尾上安全生活課長 確かに町会が一時その負担をするというのに対しての要望、何か区のほうで補助できないかという要望を受けているのは事実です。ただ、今、うちのほうでは、うちだけの判断ではできませんので、区役所全体で考えているところでございます。負担をなくすかどうかです。

○小野委員 はい、分かりました。ありがとうございます。もう既に資金力のある町会と、なかなかそこが難しいところもある。ただ、実際にはつけたほうが良いというところもありますので、それについては今庁内でもご検討いただいているということですので、こういう補助がしっかりとあるうちにぜひとも何とか解決策をお願いいたします。意見です。

○尾上安全生活課長 しっかりと財政的に余裕がない町会にありましては、しっかりと区のほうでも取組ができないか協力してまいります。

○小林委員長 よろしいですか。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

○小林委員長 のざわ委員。

○のざわ委員 あと、先日お答えの中に、歌舞伎町、六本木は誰が歩いても全部分かりますというお答えがありましたが、現地は望まないかもしれませんが、秋葉原とか、一定の犯罪率が23区で一番の地域というのは、お金がなければ費用的なものも、特定の地域

だけは経費の町会の負担のかからないご負担の方法とか、ご検討はいかがでしょうか。

○小林委員長 もう一度質問してください。

○のざわ委員 すみません。お金のない町会については負担がかからないような形の検討は頂けるといってお話があったんですけど、お金があるのかどうか分からないんですけど、特に千代田区で犯罪発生率が何か23区で一番というデータを見たことがあるんですが、その地域が特定できる地域に関しましては、もう誰が歩いて防犯カメラをつけたほうがいいんじゃないかなと。例えば六本木とか歌舞伎町のようにです。そうするとお金幾らあっても足りないんで、特にそういうところは全面的にというか、何ですか、優先的に費用負担を軽減するような措置を取られるのはいかがでしょうか。

○尾上安全生活課長 のざわ委員から出た犯罪発生率につきましては、千代田区は令和5年にありましては23区内15位と把握しております。また、カメラの設置をしている区にありましては、新宿区、港区等ありますが、そこは警察が、何でしょうか、盛り場対策として設置している区であります。千代田区にありましては、そういったまだ指定された区じゃないということで、なかなかカメラを秋葉原とか、犯罪が発生するところにカメラを設置するというのは、今のところ考えていないと言っていいんでしょう…

○小林委員長 のざわさんね、秋葉原は既に商店街と町会についています。それで十分かどうかは別だけど、ついていまして、今の答弁で、だからそれはもし増やすとか犯罪が多くなれば考えるということなんですけど、まだそこまで行ってないということなんで、ご理解いただきたい。よろしいですか。

○のざわ委員 すみませんでした。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なし。

一つだけ。この予算は幾らですか、この3年の。

○尾上安全生活課長 令和5年のですか。

○小林委員長 そうです。だからここ3か年の時限措置となっているから、その時限措置の、今年1年の予算で結構ですけど、幾らぐらいなんですか。というのは、中で言えば、予算が決まっていれば対象が大体何件ぐらいと決まるでしょう。分からない。対象が何件ぐらいか。

○尾上安全生活課長 分かりました。すみません。令和6年度の補助金の予算にありましては5,142万2,000円でございます。来年度更新を考えている自治体にありましては、失礼します。

○小林委員長 千代田区に出る予算だよ。

○尾上安全生活課長 千代田区の予算。

○小林委員長 6年度は5,142万も出るの。

○尾上安全生活課長 はい。補助金です。

○小林委員長 補助金が。

○尾上安全生活課長 はい。予算計上して取っております。それは、すみません、更新の場合は2団体24台の予算積算をしております。新規にありましては、10団体ということで、令和6年度予算を積算しております。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、（５）の防犯カメラの更新設置に係る補助の見直しについての質疑を終了します。

次に参ります。（６）千代田区と独立行政法人日本芸術文化振興会との連携協力に関する包括協定の締結について、理事者から説明を求めます。

○加藤文化振興課長 それでは、地域振興部資料６に基づきまして、千代田区と日本芸術文化振興会との連携協力に関する包括協定の締結についてをご説明させていただきます。

この日本芸術文化振興会でございますが、国立劇場、また演芸場を管理運営する団体とございます。そちらでございますが。ご周知のとおり、昨年１０月末から建て替え工事をするため閉場となっております。その間、区立内幸町ホールを拠点に区民還元事業を実施することを目的に、昨年１月３０日付で同じような日本芸術文化振興会との連携協力に関する基本協定を締結しました。これはあくまでも内幸町ホール限定という形になってございます。

今回ご報告するのは、さらなる伝統芸能の普及を目指しまして、区と文化振興会がさらに広く連携協力を行うことを目的に、今年の１月２６日で連携協力に関する包括協定を新たに締結したものでございます。

協定書の概要になりますが、四つ記載をしております。区内の小中学生をはじめとする区民等を対象にした伝統芸能の鑑賞を及び体験機会の充実。それとイとしまして、区民等が優れた伝統芸能に身近に親しむことができる区民還元事業。ウとしまして、連携協力にかかる区内施設の利用に関する事。エ、この協定に基づいた事業を実施する際の広報に関する事ということ。具体的には、具体的な連携協力方法、また利用方法、役割分担については別途協議を行っていくというふうになってございます。

今後の事業実施の予定でございますが、令和６年の８月、今年の８月に内幸町ホールにて国立演芸場寄席公演ということで、８月１５日から２５日に寄席です。落語や紙切り、曲芸などを実施する予定でございます。また、連携協力の事項としまして、こちらの公演への区民の招待、また、小中学校への出張寄席公演というのを現在検討しているところでございます。

また、ちょっとこれは口頭だけでございますが、先月、２月の２１日から２５日にかけて、こちらの国立演芸場寄席を実施しました。こちらについて当初各日３組６名様をご招待する予定でございましたが、応募が１５０名を超えたといったところと、あと席に少し余裕があったということで、各日１０組２０名様にご招待することとしまして、多数の区民の方に訪れていただいたといったところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑、質問を受けます。

○小野委員 包括協定が締結されたということで、こういった形で具体的に区民に還元されるのはすごくありがたいなと思います。ちょっと１点伺いたいのが、今回ホールだけじゃなくて各小学校への出張もできるということで、これは上の連携協力事項に書いてあるとおり、学校側からの申請窓口というのは教育委員会になる予定でしょうか。

○加藤文化振興課長 ちょっとその辺りまだ詰め切れてはいないんですが、文化振興課になるのか教育委員会になるのか、ちょっとそこについてはこれから決める形になります。

○小野委員 はい、分かりました。ありがとうございました。

○小林委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 なし。いいですか。

それでは、（6）千代田区と独立行政法人日本芸術文化振興会との連携に関する包括協定の締結についての質疑を終了いたします。

それでは、地域振興部の報告は全て終わりました。

それでは、政策経営部の報告事項（1）千代田区債権管理条例の運用状況について、理事者から説明を求めます。

○古田財産管理担当課長 それでは、政策経営部資料3に基づきまして、さきの第4回定例会でご議決賜りました千代田区債権管理条例の運用状況についてご報告いたします。

まず、項番1番、債権の放棄について。令和5年12月13日に施行したこの条例の第7条の規定に基づきまして、債権を放棄したところを報告するものでございます。

詳細は別紙をご用意しております。別紙の表の見方でございます。左側の表側のところで債権管理所管課と債権名ということで債権の種類をお示しし、表頭のところで放棄理由ごとに件数と放棄額という形で、あと合計の件数と放棄額をお示ししている資料でございます。若干デリケートな部分もございますので、こちらについてはこの表をご覧くださいまして、個別のお問い合わせがもしありましたら、ちょっと個別に頂ければお答えできるかなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

資料3に戻りまして、今の表の総括として債権の放棄の部分を表で示しています。債権の種類としては9種類、件数としては70件、金額は655万4,924円について3月1日現在で放棄をしているものでございます。

項番2番です。今後の報告と公表についてでございます。これも前回の委員会の中で宿題になっているところでございます。放棄した債権につきましては、年度末に取りまとめをいたしまして、その翌年度の最初の常任委員会の中で報告を差し上げたいと考えております。その報告後、区のホームページにおいて債権の放棄の状況について公表するというのを考えております。公表のレベル感としましては、この別紙にあるような形の要素というところで、表のつくりとかはホームページ上で見やすいように、ちょっと加工はいたしますが、こういった情報で公表をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

ご報告は以上でございます。

○小林委員長 これ条例で金額の上限ってあるんですか。あれば、すみません。

○古田財産管理担当課長 条例の中では特段1件当たりの上限額というようなものは設けてございません。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員の方の質疑、質問を受けます。

○米田委員 報告していただいてありがとうございます。素直にちょっと多いかなという感覚はあります。これ恐らく書いてあるとおり私債権だと思うんですけど、この消滅時効の期間であるんですけど、これは10年だと思うんですけど、これは10年でまず間違いないか。10年たっているかということですね。

○古田財産管理担当課長 私債権、ちょっとお待ちいただけますか。

○小林委員長 休憩します。

午後1時29分休憩

午後1時31分再開

○小林委員長 委員会を再開します。

答弁からお願いします。

○古田財産管理担当課長 すみません。ちょっとお時間を頂いて、申し訳ございません。

詳細なところはその案件ごとに、古い債権もあるので、当時のものが適用されるケースもございます。ですので、1個1個見ていくと3年のものがあったり5年のものがあったり、おっしゃるように10年のものもあるという、そういう状況でございます。

○小林委員長 米田委員。

○米田委員 これ、時効に当たっては、督促とか、手続にのっとって、ちゃんとやらないといけないというのがあります。これはしっかりやっているという認識でいいですか。

○古田財産管理担当課長 そのような手続を経た上で公債権等は時効がそのまま適用されてなくなるんですけども、私債権が残り続けているという状況で、それがたまっていたので高額になってしまっているという状況がございます。そういう理解でよろしいかと思えます。ありがとうございます。

○米田委員 最後にしますけど、手続の問題なんで、私債権の場合は時効の援用、これが必ず必須になってきます。これ、全数、ちゃんと取れているという認識でよろしいですか。

○古田財産管理担当課長 基本的に時効の援用が必要で、それができないケースというのがずっとたまっていたというところで、今回の条例によって、この一定期間経過したものについてできるという7条3号を適用して落としているという状況でございます。

○小林委員長 よろしいですか。

○米田委員 はい。

○小林委員長 ほかにございますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（1）千代田区債権管理条例の運用状況についての質疑を終了します。

次に、（2）令和6年修正千代田区地域防災計画について、理事者からの説明を求めます。

○山下災害対策・危機管理課長 それでは、政策経営部資料4、令和6年修正千代田区地域防災計画について。

初めに、これまでの経緯をご説明いたします。まず、令和5年2定の当委員会にて修正の概要、ポイント、スケジュール等のご説明をいたしました。その後、庁内や関係機関、また指定公共機関との調整を経て、東京都のチェックを受けて修正原案を作成いたしました。この作成原案の内容につきましては令和5年4定の当委員会でご報告をしたところでございます。その原案をもって本年1月にパブリックコメントの募集を行い、2月の防災会議での承認を得ることで地域防災計画が完成いたしました。

続きまして、パブリックコメントと防災会議につきましてそれぞれ説明をいたします。まず、1月のパブリックコメントにつきましては、あ、すみません。ここで一点修正ですが、1のパブリックコメントの実施の（4）の提出者数、区内団体3者とあるところ、こ

れ区民3名と修正をお願いいたします。大変申し訳ございません。区民3名から意見数12件を頂きました。このパブコメの主な内容といたしましては、帰宅困難者に関する事、そして避難所に関する事でございました。これらにつきましては今後の業務に関するご意見として受け止めさせていただくこととしております。

続きまして、2月に実施いたしました防災会議について説明をいたします。開催は2月15日、会議体の構成員といたしましては、区長、自衛隊、警察、消防、また東京都の関係部局であったり、加えて区役所の部長級職員、そして最後に指定公共機関である電気、ガス、鉄道会社、通信会社等でございます。この会議体で千代田区の災害に関する様々な対策につきまして承認を受け、修正版が完成いたしました。総則、震災対策編、資料編、例規・規定編等、全体で1,000ページ近くの計画でございます。非常にボリュームのあるものなので、参考としてホームページ上の二次元コードを掲載いたしました。内容の確認を頂けますと幸いです。

説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員から質疑、質問を受けます。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。なし。それでは、(2) 令和6年修正千代田区地域防災計画についての質疑を終了し、日程2、報告事項を終了します。

それでは、日程3、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 執行機関の方から何かございますか。

○山下総合窓口課長 戸籍証明書の広域交付について、口頭でご報告をいたします。

戸籍証明書を本籍地でない市区町村の窓口で受け取れる戸籍広域交付制度の運用が3月1日に始まりましたが、各市区町村から法務省の戸籍情報連携システムにアクセスが集中し負荷がかかったことにより、全国の自治体の窓口で本籍地以外の戸籍証明書が発行できない。または発行できても長時間を要するといったトラブルが多数発生いたしました。原因といたしましては、3月5日の法務大臣の陳謝にもございましたとおり、法務省のシステムが十分に稼働できていなかったことによるものでございます。国によるプログラムの改修等の対策を順次行っておりますが、状況につきましては区のホームページのほうでお知らせしてまいります。なお、現時点ではシステムを検索するのに負荷の少ない現在戸籍の証明書につきましては発行できておりますが、検索するのに負荷のかかります一部の除籍証明書につきましては、交付に時間を要する状態がまだ完全に解消されていない状況でございます。戸籍証明書の広域交付の利用を予定されている皆様には大変ご不便をおかけしまして申し訳ございません

説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員の方、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 よろしいですか。

はい。それでは、その後も終了します。

次に行きます。4、閉会中の特定継続調査事項について、閉会中といえども委員会が開催できるように議長に申し入れたいと思います。よろしいですか。

令和 6年 3月11日 企画総務委員会（未定稿）

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、本日はこの程度をもちまして閉会いたします。お疲れさ
まです。

午後1時38分閉会